

# たちばなこども園（幼稚部）の 保育料等について

＜令和8年度 新入園・進級用＞

## ＜案内の内容＞

項 目	ページ
1 日中（9時から14時まで）の保育料	P1
2 預かり保育料	P2
3 預かり保育の無償化について	P3
4 給食費	P4

## 1 日中（9時から14時まで）の保育料

令和元年10月利用分から認定こども園（幼稚部）の保育料は無償となりました。（下記の手続が必要です。）

### 私は手続きが必要なの？

たちばなこども園に入園される方は「子どものための教育・保育給付認定申請書（1号）」の提出が必要です。

#### （1）令和8年4月、新入園予定の方

- ➡「子どものための教育・保育給付認定申請書（1号）」を令和8年4月の初回受付は下中幼稚園（下中小学校内）に、令和8年4月の再受付は保育課に提出してください。  
たちばなこども園開園後（令和8年4月以降）はたちばなこども園に提出してください。

#### （2）令和8年4月、年長（5歳児クラス）へ進級を希望される方（現在下中幼稚園に在園中の方）

- ➡既に「子どものための教育・保育給付認定申請書（1号）」を提出されていますが、下中幼稚園が令和8年3月末に閉園となりますので、下中幼稚園の「退園届」・「実施解除届」を12月末までに下中幼稚園に提出してください。  
令和8年4月からたちばなこども園の入園に当たっては、令和8年4月のたちばなこども園の入園申込（願書の提出）をしてください。

### そ の 他

入園料はかかりません。実費として徴収されている費用（教材費や行事費等）は、無償化の対象外です。

## 2 預かり保育料

たちばなこども園の預かり保育を利用する予定のない方は、手続きの必要はありません。本項目（P2）の確認をここで終了してください。

幼稚部在園児を対象に、基本教育時間の前後や長期休業期間中の預かりも行います

【預かり保育料（幼稚部在籍児対象）】

実施日	時間	預かり保育料（給食費別途）
学期中	8：30 ～ 9：00	30分につき 200 円
	14：00 ～ 17：00	30分につき 200 円
長期休業中	9：00 ～ 17：00	30分につき 200 円

※預かり保育中におやつを食べる場合には別途おやつ代がかかります。

※長期休業中は教材費がかかります。

### 手続きの方法は？

たちばなこども園の預かり保育を利用される方は「小田原市立認定こども園幼稚部預かり保育申込書」の提出が必要です。

(1) 令和8年4月、新入園予定の方

➡「小田原市立幼保連携型認定こども園預かり保育申込書」を保育課に提出してください。

※年度ごとの申込となりますので、翌年度以降も利用される場合は改めて申込が必要です。

(2) 令和8年4月、年長（5歳児クラス）へ進級される方（現在下中幼稚園に在園中）

➡既に「小田原市立幼稚園延長保育申込書」を提出されている場合でも、下中幼稚園が閉園となりたちばなこども園が開園となりますので、「小田原市立認定こども園幼稚部預かり保育申込書」を3月末までに下中幼稚園に提出してください。

### 3 預かり保育の無償化について

預かり保育の無償化を利用する予定のない方は、手続きの必要はありません。本項目（P3）の確認をここで終了してください。

たちばなこども園の預かり保育を利用している方のうち、「保育を必要とする事由」が認定された方は、預かり保育の利用料に対する給付を、後日受けることができます。

\*月額11,300円（月の途中の認定の場合は日割計算）が上限。

\*給食費及びおやつ代は給付の対象外です。

\*「保育を必要とする事由」については、「たちばなこども園幼稚部利用のための申請手続きのご案内」をご覧ください。

#### 私は手続きが必要な？

(1) 令和8年4月、新入園予定者の方

➡ 日中の保育（14時）終了後や長期休業中にたちばなこども園の預かり保育の利用予定の方で「保育を必要とする事由がある」場合は、認定が可能な世帯か、利用するサービスが無償化の対象になるか等個別に確認する必要があるため、保育課（33-1451）までお問合せください。

(2) 令和8年4月、年長（5歳児クラス）へ進級される方（現在下中幼稚園に在園中）

(ア) 既に給付を受けるための認定を受けている方

➡ 令和8年1月頃に、現況確認のための書類提出の案内をしますので、市の案内をお待ちください。（「就労証明書」など保育を必要とする事由を証明する書類の提出が再度必要です。）

(イ) 現在は認定を受けていないが、「保育を必要とする事由」に該当する方

➡ 「保育を必要とする事由」がある方は、下記により手続きをお願いします。なお不明な点は保育課（33-1451）までお問合せください。

#### 手続きの方法は？

「子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）」をたちばなこども園<\*>から受け取り、必要事項を記入、必要な添付書類（ひとり親世帯以外の場合は、お父様お母様両方の書類が必要です）を用意し、申請書類一式をたちばなこども園<\*>に提出してください。（給付は、原則、申請書が市役所担当課（保育課）に受理された日以降の利用分から対象です。お早目の提出をお願いします。）

\*たちばなこども園開園前は利用決定後の面談時または保育課に提出してください。

## 4 給食費

給食の費用は、保育料無償化の対象外です。

ただし、下記に該当する方は、給食費のうち、おかず等に相当する「副食費」のみ免除となり、ご飯・パン等の主食費のみ徴収することになります。

給食費の月額は、主食費 1,300 円と副食費 3,600 円を合わせた 4,900 円です。

### 副食費が免除される世帯（園児）は？

- 生活保護世帯・里親に該当する世帯
- 市町村民税の所得割合計額が 77,101 円未満（年収 360 万円未満相当）の世帯
- 市町村民税の所得割合計額が 77,101 円以上（年収 360 万円以上相当）の世帯の第 3 子以降（年少から小学校 3 年生までの範囲内に子どもが 3 人以上いる場合で、その中で最年長の子どもを第 1 子、その下の子から第 2 子、第 3 子とカウントし、第 3 子以降の子ども<\*>が対象となります。）

\*小学校就学前の子どもについては、保育所や幼稚園などに入所している子どもをカウントします。

\*年収（所得）の判定は、市町村民税の税額で行います。

・令和 8 年 4 月から 7 月分は、令和 7 年度の税額

・令和 8 年 9 月から令和 9 年 3 月分は、令和 8 年度の税額

\*例年 8 月に年収（所得）の判定を行います。

【問い合わせ先】

保育課 TEL : 0465-33-1451